

国際戦略港、国際拠点港、重要港湾の一覧

別紙1

港 格	都道府県	港湾名	
国際戦略港湾	東京都	東京港	
	神奈川県	横浜港	
		川崎港	
	大阪府	大阪港	
兵庫県	神戸港		
国際拠点港湾	北海道	室蘭港	
		苫小牧港	
	宮城県	仙台塩釜港	
	千葉県	千葉港	
	新潟県	新潟港	
	富山県	伏木富山港	
	静岡県	清水港	
	愛知県	名古屋港	
	三重県	四日市港	
	大阪府	堺泉北港	
	兵庫県	姫路港	
	和歌山県	和歌山下津港	
	岡山県	水島港	
	広島県	広島港	
	山口県	下関港	
		徳山下松港	
	福岡県	北九州港	
		博多港	
	重要港湾	北海道	稚内港
			函館港
小樽港			
釧路港			
留萌港			
根室港			
網走港			
十勝港			
石狩湾新港			
紋別港			
青森県			青森港
			八戸港
			むつ小川原港
岩手県		宮古港	
		大船渡港	
		釜石港	
		久慈港	
秋田県		秋田港	
		船川港	
山形県		能代港	
		酒田港	
福島県		小名浜港	
		相馬港	
茨城県		鹿島港	
		茨城港	
千葉県		木更津港	
神奈川県		横須賀港	
新潟県		両津港	
		直江津港	
		小木港	
石川県		七尾港	
		金沢港	
福井県		敦賀港	
静岡県		田子の浦港	
		御前崎港	
愛知県		衣浦港	
		三河港	
三重県		尾鷲港	
		津松阪港	
京都府		舞鶴港	

港 格	都道府県	港湾名
重要港湾	大阪府	阪南港
	兵庫県	尼崎西宮芦屋港
		東播磨港
	和歌山県	日高港
	鳥取県	鳥取港
		境港
	島根県	浜田港
		西郷港
		三隅港
	岡山県	宇野港
		岡山港
	広島県	福山港
		尾道糸崎港
		呉港
	山口県	岩国港
		三田尻中関港
		宇部港
		小野田港
	徳島県	徳島小松島港
		橘港
	香川県	高松港
		坂出港
	愛媛県	松山港
		宇和島港
		新居浜港
		今治港
		東予港
	高知県	三島川の江港
		高知港
		須崎港
	福岡県	宿毛湾港
		苅田港
	佐賀県	三池港
		唐津港
	長崎県	伊万里港
		長崎港
		厳原港
		郷ノ浦港
	熊本県	福江港
		佐世保港
		三角港
	大分県	八代港
		熊本港
		大分港
		津久見港
		別府港
	宮崎県	佐伯港
		中津港
		細島港
	鹿児島県	油津港
		宮崎港
		鹿児島港
西之表港		
名瀬港		
沖縄県	川内港	
	志布志港	
	那覇港	
	運天港	
	平良港	
	石垣港	
金武湾港		
中城湾港		

## 調査対象港湾の変更案

	変更港湾数	港湾増減数	
		甲種港湾	乙種港湾
乙種港湾から甲種港湾に変更	5	5	-5
甲種港湾から乙種港湾に変更	3	-3	3
乙種港湾から調査対象外	21	0	-21
他の港に編入	2	-1	-1
計	31	1	-24

	甲種港湾	乙種港湾
変更前	160	557
変更案	161	533

## 乙種港湾から甲種港湾に変更（5港）

都道府県名	港湾名	改 正 理 由
北海道	白老	最近5箇年において、外国貿易に係る入港実績が3～17隻、貨物取扱実績が10,346～29,451トンの間でそれぞれ推移しており、甲種港湾の基準の「(2)外国貿易港湾」の「最近5箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が1隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が1万トン以上ある港湾」の基準を満たすことから、乙種港湾から甲種港湾に変更
三重県	吉津	最近3箇年において、内国貿易に係る入港実績が756,019～947,503総トン、貨物取扱実績が1,330,380～1,623,947トンの間でそれぞれ推移しており、甲種港湾の基準の「(3)内国貿易港湾」の「最近3箇年継続して毎年内国貿易船(鉄道連絡船及び自動車航送船を除く。)の入港実績が50万総トン(G/T)以上あり、かつ、内国貿易貨物(鉄道連絡船及び自動車航送船を除く。)の取扱実績が50万トン以上ある港湾」の基準を満たすことから、乙種港湾から甲種港湾に変更
三重県	鵜殿	最近5箇年において、外国貿易に係る入港実績が14～27隻、貨物取扱実績が15,499～53,240トンの間でそれぞれ推移しており、甲種港湾の基準の「(2)外国貿易港湾」の「最近5箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が1隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が1万トン以上ある港湾」の基準を満たすことから、乙種港湾から甲種港湾に変更
岡山県	笠岡	最近3箇年において、外国貿易に係る入港実績が66～71隻、貨物取扱実績が106,713～171,115トンの間でそれぞれ推移しており、甲種港湾の基準の「(2)外国貿易港湾」の「最近3箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が1隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が2万トン以上ある港湾」の基準を満たすことから、乙種港湾から甲種港湾に変更
鹿児島県	宮之浦(屋久島町)	最近3箇年において、外国貿易に係る入港実績が11～16隻、貨物取扱実績が23,006～34,285トンの間でそれぞれ推移しており、甲種港湾の基準の「(2)外国貿易港湾」の「最近3箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が1隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が2万トン以上ある港湾」の基準を満たすことから、乙種港湾から甲種港湾に変更

## 甲種港湾から乙種港湾に変更（3港）

都道府県名	港湾名	改 正 理 由
千葉県	館山	最近3箇年において、2011年の内国貿易に係る入港実績が477,072総トンとなっており、甲種港湾の「(3)内国貿易港湾」の「最近3箇年間継続して毎年内国貿易船(鉄道連絡船及び自動車航送船を除く。)の入港実績が50万総トン(G/T)以上あり」の基準を満たさなくなったが、最近3箇年継続して、入港船舶及び貨物取扱量ともに、乙種港湾の基準を満たしているため、甲種港湾から乙種港湾に変更
徳島県	富岡	最近5箇年において、2009～2011年の外国貿易に係る貨物取扱実績が3,000～6,000トンとなっており、甲種港湾の「(2)外国貿易港湾」の「外国貿易貨物の取扱実績が1万トン以上ある港湾」の基準を満たさなくなったが、最近3箇年継続して、入港船舶及び貨物取扱量ともに、乙種港湾の基準を満たしているため、甲種港湾から乙種港湾に変更
愛媛県	長浜	最近5箇年において、2009～2011年の外国貿易に係る貨物取扱実績が4,655～6,600トンとなっており、甲種港湾の「(2)外国貿易港湾」の「外国貿易貨物の取扱実績が1万トン以上ある港湾」の基準を満たさなくなったが、最近3箇年継続して、入港船舶及び貨物取扱量ともに、乙種港湾の基準を満たしているため、甲種港湾から乙種港湾に変更

## 乙種港湾から調査対象外に変更（21港）

都道府県名	港湾名	改 正 理 由
千葉県	名洗	2010及び2011年の5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の「最近3箇年継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上の入港実績又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾」の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
鳥取県	赤碕	2009年の5総トン(G/T)以上の入港実績がないこと、また、2009年及び2011年の貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の「最近3箇年継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上の入港実績又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾」の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
島根県	波入	2009年の5総トン(G/T)以上の入港実績がないこと、また、2009～2011年の貨物取扱実績も4～5トンの間で推移していることから、乙種港湾の「最近3箇年継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上の入港実績又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾」の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
島根県	古海	2010及び2011年の5総トン(G/T)以上の入港実績がないこと、また、2009～2011年の貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の「最近3箇年継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上の入港実績又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾」の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
島根県	竹名	最近3箇年継続して、5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
島根県	木佐根	最近3箇年継続して、5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
島根県	笹子	最近3箇年継続して、5総トン(G/T)以上の入港実績がないこと、また、貨物取扱実績も19～24トンの間で推移していることから、乙種港湾の「最近3箇年継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上の入港実績又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾」の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
広島県	大柿	2010及び2011年の5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の「最近3箇年継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上の入港実績又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾」の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
徳島県	折野	最近3箇年継続して、5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
香川県	宇多津	最近3箇年継続して、5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
香川県	白鳥	最近3箇年継続して、5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
香川県	志々島	最近3箇年継続して、5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
香川県	箱浦	最近3箇年継続して、5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
香川県	粟島西	最近3箇年継続して、5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
香川県	室生北	2011年の5総トン(G/T)以上の入港実績がないこと、また、2009～2011年の貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の「最近3箇年継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上の入港実績又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾」の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
香川県	見立	2010及び2011年の5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の「最近3箇年継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上の入港実績又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾」の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
愛媛県	前浜	最近3箇年継続して、5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更

愛媛県	堀江	2010及び2011年の5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の「最近3箇年継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上の入港実績又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾」の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
高知県	三崎	2009年の5総トン(G/T)以上の入港実績がないこと、2009年及び2011年の貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の「最近3箇年継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上の入港実績又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾」の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
鹿児島県	大泊	最近3箇年継続して、5総トン(G/T)以上の入港実績及び貨物取扱実績がないことから、乙種港湾の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更
鹿児島県	屋久津	2010及び2011年の5総トン(G/T)以上の入港実績がないこと、2009～2011年の貨物取扱実績も3～11トンの間で推移していることから、乙種港湾の「最近3箇年継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上の入港実績又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾」の基準を満たさなくなったため、乙種港湾から調査対象外に変更

他の港に編入（2港）

都道府県名	港湾名	改正理由
宮城	石巻	石巻港(甲種港湾)が、仙台塩釜港(甲種港湾)に編入
宮城	松島	松島港(乙種港湾)が、仙台塩釜港(甲種港湾)に編入

注) 見直し対象年は、2007年～2011年となっている。

## 輸出コンテナ仕向国別表

第5表 (1)

(単位：TEU)

都道府県	港湾名	仕向国	計	コンテナ個数	空コンテナ個数	都道府県	港湾名	仕向国	計	コンテナ個数	空コンテナ個数	
北海道	釧路	計	8,509	1,199	7,310	茨城	茨城	中国(ホンコン)	9	9	—	
		韓国	8,509	1,199	7,310			フィリピン	11	11	—	
	苫小牧	計	89,217	28,903	60,314	千葉	千葉	計	221	—	221	
		韓国	80,308	28,288	52,020			韓国	221	—	221	
		台湾	1,101	421	680			計	24,379	19,338	5,041	
		アメリカ	4,942	162	4,780			韓国	9,089	4,803	4,286	
	室蘭	計	2,145	1,298	847	東京	東京	台湾	8,861	8,106	755	
		韓国	2,145	1,298	847			中国	539	539	—	
	函館	計	韓国	2,772	1,052	1,720	計	韓国	5,154	5,154	—	
				中国	13	9			4	タイ	736	736
小樽	計	中国	7,497	646	6,851	計	韓国	162,112	43,850	118,262		
			中国(ホンコン)	140,518	83,321			57,197	台湾	117,572	59,676	57,896
石狩湾新	計	韓国	20,039	8,733	11,306	計	中国	950,383	291,690	658,693		
			中国	7,497	646			6,851	中国(ホンコン)	21,668	21,534	134
青森	八戸	計	15,507	9,408	6,099	計	シンガポール	60,889	47,700	13,189		
			韓国	10,596	5,369			5,227	タイ	75,565	53,168	22,397
			台湾	979	779			200	ミンマー	14	14	—
			中国	3,879	3,207			672	フィリピン	11,511	9,761	1,750
			シンガポール	53	53			—	ブルネイ	2	2	—
宮城	仙台塩釜	計	48,590	28,201	20,389	計	マレーシア	42,305	31,195	11,110		
			韓国	6,280	6,280			—	ベトナム	35,551	18,695	16,856
			台湾	20	20			—	インド	1,828	1,828	—
			中国	8,380	8,380			—	スリランカ	711	711	—
			中国(ホンコン)	647	647			—	パキスタン	249	249	—
			インドネシア	19	19			—	バングラデシュ	25	25	—
			カンボジア	2	2			—	アラブ首長国	160	160	—
			シンガポール	52	52			—	仁丹	4	4	—
			タイ	761	761			—	イスラエル	231	231	—
			フィリピン	37	37			—	イラク	3	3	—
			マレーシア	387	387			—	イラン	66	66	—
			ベトナム	810	810			—	オマーン	2	2	—
			バングラデシュ	2	2			—	クウェート	5	5	—
			アラブ首長国	20	20			—	サウジアラビア	471	459	12
			イラン	4	4			—	シリア・アラブ	8	8	—
			サウジアラビア	2	2			—	トルコ	14	14	—
			トルコ	5	5			—	ヨルダン	19	19	—
			オーストラリア	27	27			—	レバノン	5	5	—
			ニュージーランド	58	58			—	オーストラリア	476	154	322
			スーダン	27	27			—	ニュージーランド	5,886	1,415	4,471
			南アフリカ	29	29			—	エジプト	124	124	—
			ガーナ	2	2			—	チュニジア	9	9	—
			ギニア	2	2			—	リビア	2	2	—
			コートジボワール	10	10			—	南アフリカ	25	25	—
			イタリア	6	6			—	ガーナ	36	36	—
			ドイツ	11	11			—	ケニア	2	2	—
			ブルガリア	16	16			—	タンザニア	50	50	—
			ロシア	211	211			—	ナイジェリア	2	2	—
			クウェート	2	2			—	アイランド	18	18	—
			アメリカ	9,208	9,208			—	イギリス	6,646	6,627	19
			カナダ	1,119	1,119			—	イタリア	161	161	—
			エルサルバドル	20	20			—	オランダ	40,821	40,615	206
			メキシコ	5	5			—	ドイツ	14,546	14,503	43
			チリ	16	16			—	デンマーク	6	6	—
			パラグアイ	4	4			—	フランス	2,188	2,163	25
			諸国	20,389	—			20,389	ベルギー	15	15	—
			秋田	秋田	計			32,266	14,226	18,040	ギリシャ	1
韓国	32,074	14,034				18,040	スウェーデン	19	19	—		
山形	酒田	計	6,525	2,953	3,572	スペイン	38	38	—			
			韓国	6,525	2,953	3,572	フィンランド	105	105	—		
福島	小名浜	計	3,092	1,246	1,846	ブルガリア	17	17	—			
			韓国	2,867	1,022	1,845	ポーランド	2	2	—		
茨城	茨城	計	2,578	528	2,050	ルーマニア	2	2	—			
			中国	225	224	1	クロアチア	4	4	—		
			韓国	2,256	427	1,829	スロベニア	14	14	—		
			中国	302	81	221	ラトビア	2	2	—		
			韓国	2,256	427	1,829	リトニア	2	2	—		
茨城	茨城	計	2,578	528	2,050	ロシア	6	6	—			
			韓国	2,256	427	1,829	ウクライナ	6	6	—		
			中国	302	81	221	アメリカ	224,010	184,066	39,944		
			韓国	2,256	427	1,829	カナダ	16,091	13,087	3,004		
			中国	302	81	221	エルサルバドル	2	2	—		
茨城	茨城	計	2,578	528	2,050	グアテマラ	5	5	—			
			韓国	2,256	427	1,829	コスタリカ	2	2	—		
			中国	302	81	221	ジャマイカ	64	64	—		
			韓国	2,256	427	1,829	ドミニカ共和国	176	176	—		
			中国	302	81	221						

## コンテナ長さ別・種別個数表（案）

（単位：個）

港湾・長さ・種別	合計	輸出	輸入	移出	移入
<b>総計</b>					
（ドライ） （リーファー） （その他）					
8 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
10 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
12 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
20 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
24 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
35 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
40 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
45 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
<b>A港</b>					
（ドライ） （リーファー） （その他）					
8 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
10 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
12 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					

## コンテナ長さ別・種別個数表（案）

（単位：個）

港湾・長さ・種別	合 計	輸 出	輸 入	移 出	移 入
20 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
24 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
35 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
40 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					
45 f t （ドライ） （リーファー） （その他）					

（注）取扱実績のある項目のみを掲載する予定



# 港湾調査実施体系

**国土交通省**

- ・内容チェック、疑義照会
- ・全国集計、公表
- ・集計表保管 等

LGWANにより100%オンライン報告

報告者: 港湾管理者

**都道府県**

- ・内容チェック、疑義照会
- ・調査票集計
- ・調査票保管 等

(市町村)

**統計調査員**

- ・調査依頼
- ・調査票配布・回収
- ・調査票内容チェック
- ・疑義照会
- ・1つの調査票に作成

集計表

出入港届

船会社から同意書を得たNACCSデータを移送

**NACCS**

・船名、貨物品名、個数、重量等の情報

データ登録者に船舶代理店、通関業者等を含む

26

届出者に船舶代理店を含む

報告者

- 港湾運送事業者**
- 船舶運航事業者**
- 水産業共同組合長**
- その他実態を把握できる者**

主な報告事項

- (海上出入貨物、本船荷役)
- (入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物)
- (入港船舶、海上出入貨物)
- (入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物、本船荷役 等)

## 港湾調査と各業務報告との対応表

港湾調査 調査項目		港湾運送事業報告規則	船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令					
		港湾荷役実績報告書(第五号様式)	内航旅客定期航路事業運航実績報告書(第一号様式)	外航船舶運航実績報告書(第二号様式)	内航貨物定期航路事業運航実績報告書(第三号様式)	旅客不定期航路事業運航実績報告書(第四号様式)	内航不定期航路事業運航実績報告書(第五号様式)	
入港船舶	入港日	×	×		×	×	×	
	船名	×						
	総トン数	×					×	
	航路名	×						
	国籍	×						
	用途	×		×			×	
	係留状況	場所	×	×	×	×	×	×
着岸時間		×	×	×	×	×	×	
離岸時間		×	×	×	×	×	×	
係留時間		×	×	×	×	×	×	
船舶乗降人員	乗込人員	×	△	△	△	△	△	
	上陸人員	×	△	△	△	△	△	
海上出入貨物	貨物の内容	区分(輸出、移出、輸入、移入)		×	△	×	×	×
		仕向港	×	△		△	△	△
		仕出港	×	△		△	△	△
		最終船卸港	×	×	×	×	×	×
		最初船積港	×	×	×	×	×	×
		貨物形態(コンテナ、シャーシ、その他)	×	×	×	×	×	×
		品名又は車種	△	△		△	△	×
		トン数又は台	△	△		△	△	×
	コンテナ又はシャーシ	種類(コンテナ、空コンテナ、シャーシ、空シャーシ)	△	×	×	×	×	×
		コンテナ種別(ドライ、リーファー、その他)	×	×	×	×	×	×
		コンテナ長さ(8ft～45ft)	△	×	×	×	×	×
		個数又は台数	×	×	×	×	×	×
報告周期(月次又は暦年)		月次	×	月次	×	×	×	

注) 港湾調査の調査項目に該当する欄を黒塗りとしている。  
また、該当がない項目は、「×」で、一部が該当している項目は、「△」として表示している。

## 港湾調査と行政記録情報との対応表

港湾調査 調査項目		港湾法等に基づく入出港届 ※1				関税法に基づく輸出入に係る申告情報 ※2				
		輸出	輸入	移出	移入	輸出	輸入	移出	移入	
入港船舶	入港日					×	×	×	×	
	船名					×	×	×	×	
	総トン数					×	×	×	×	
	航路名					×	×	×	×	
	国籍					×	×	×	×	
	用途					×	×	×	×	
	係留状況	場所					×	×	×	×
		着岸時間					×	×	×	×
離岸時間						×	×	×	×	
係留時間						×	×	×	×	
船舶乗降人員	乗込人員	×	×	×	×	×	×	×	×	
	上陸人員	×	×	×	×	×	×	×	×	
海上出入貨物	貨物の内容	区分(輸出、移出、輸入、移入)	×	×	×	×			×	×
		仕向港	×	×	×	×		×	×	×
		仕出港	×	×	×	×	×		×	×
		最終船卸港	×	×	×	×		×	×	×
		最初船積港	×	×	×	×	×	×	×	×
		貨物形態(コンテナ、シャーシ、その他)	×	×	×	×			×	×
		品名又は車種	×	×	×	×			×	×
		トン数又は台	×	×	×	×			×	×
	コンテナ又はシャーシ	種類(コンテナ、空コンテナ、シャーシ、空シャーシ)	×	×	×	×			×	×
		コンテナ種別(ドライ、リーファー、その他)	×	×	×	×			×	×
		コンテナ長さ(8ft～45ft)	×	×	×	×			×	×
		個数又は台数	×	×	×	×			×	×

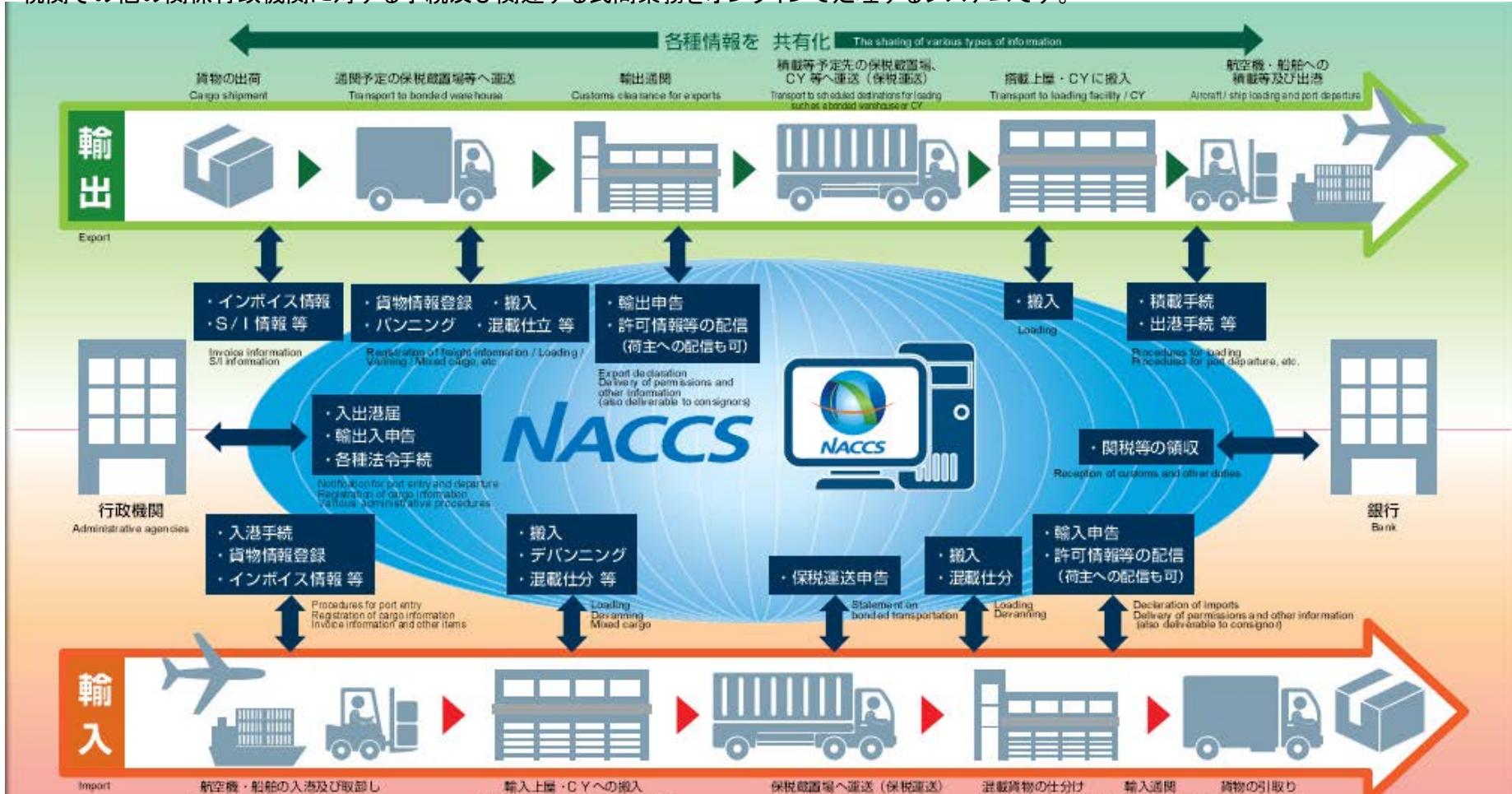
※1、2 港湾調査の調査項目に該当する欄を黒塗りにしてある。

また、調査項目に該当しない場合は、×印で表示している。

※1 港湾法等に基づく入出港届については、全ての港湾において活用されているものではない。

※2 関税法に基づく輸出入に係る申告情報の港湾調査への活用については、活用港湾が5港に留まっていること、また、申告者である船社等からのデータの活用に関する同意書を得たものに限られることから、全ての港湾のデータを補完するものではない。

NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) とは、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムです。



## 調査期間満了後から公表までの作業内容・期間及び遅延理由

【港湾毎に調査体系がことなるため、特に遅延している都道府県の調査体系を基準に作成】

		1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月
①都道府県 (港湾管理者)	報告者選定※1								
②報告者	調査票提出								
③調査員 (港湾管理者)	調査票情報突合※2								
	確認								
	疑義照会								
	とりまとめ								
④都道府県 (港湾管理者)	内容検査								
	疑義照会								
	集計表作成								
	提出							●	
⑤国交省	内検								
	疑義照会								
	集計								
	公表								●

※1… 船舶の入港後、当該船舶の貨物の種類や取扱量を把握できる報告者を選定する

※2… NACCSや入出港届の行政記録情報と調査票情報等を突合し、調査票情報に漏れがないか等を確認する

	遅延理由
①都道府県 (港湾管理者)	他部署からの情報提供等により、その入港船舶、貨物の種類を特定して、新たな報告者を選定することに時間を要する 当該報告者に対し調査票記入の依頼及び概要説明、記入要領説明等に時間を要する
②報告者	業務多忙による調査票提出遅延 担当者変更等による提出遅延
③調査員 (港湾管理者)	行政記録情報と調査票情報等との突合に時間を要する 確認作業による報告事項の疑義照会の回答を得るまでに時間を要する
④都道府県 (港湾管理者)	内容検査による疑義照会の回答を得るまでに時間を要する 業務多忙による集計表作成遅延